

社会福祉法人広島岳心会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広島岳心会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。ただし、常勤役員等（週3日以上勤務をする者）に対しては、報酬を支給することができる。支給する場合、報酬は別表1に定める額とする。また、支給方法は、法人の給与及び旅費規程の支給方法に準ずるものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用弁償をすることができる。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、この法人の給与及び旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。ただし、その額が3,000円に満たないときは、3,000円とする。また、この場合の交通手段の利用方法は問わず、駐車料金等の諸経費も含むものとする。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

呉市内	3,000円
その他	3,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

1回	6,000円
その他	6,000円

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

(その他)

第11条 この規程に定めのない特異な事案の処理については、その都度理事長までの決裁を経て執行しなければならない。なお、その場合今後の運用を円滑にするため規程集に綴るものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(別表1 常勤役員報酬の変更)

別表 1

常勤役員報酬	月額 250,000 円
--------	--------------

ただし、法人給与及び旅費規程に定める各種手当及び賞与並びに退職手当については支給しないものとする。